

特定非営利活動法人太陽金 JP 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人太陽金 JP という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市中村区牛田通1丁目2番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、外国人を含む多様な背景を持つ人々に対して、日本語教育、法令教育、生活支援、就業支援、居住支援、緊急支援などに関する事業を行い、多文化共生社会および共助社会の問題の改善・解決を図り、地域コミュニティの活性化と環境づくりに取り組むことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 外国人を対象とする生活適応に関する事業
- (2) 就業支援に関する事業
- (3) 居住支援に関する事業
- (4) 国際交流に関する事業
- (5) 国際化啓発に関する事業

(6) 葬儀や葬送に関する事業

(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動に参加する個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を援助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以下

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末

日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 4 5 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、名古屋市に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 NGUYEN PHI LINH

副理事長 NGUYEN MINH DOAN

理事 LAM THANH QUOC

監事 HOANG VAN PHUONG

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 0円 年会費 1口 5,000円

(2) 賛助会員 入会金 0円 年会費 1口 5,000円とし、1口以上

役 員 名 簿

特定非営利活動法人太陽金 JP

役名	フリガナ 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事	グエン フィ リン NGUYEN PHI LINH		なし
理事	グエン ミン ドアン NGUYEN MINH DOAN		なし
理事	ラム タン クォック LAM THANH QUOC		なし
監事	ホアン ヴァン フォ ン HOANG VAN PHUONG		なし

設立趣旨書

1 趣 旨

日本は多くの構造的な問題を抱えていますが、特に諸外国との相互理解の不足が解決を困難にしています。これを解決するため、国際的な人的交流を促進することが重要です。名古屋は約9200人の外国人が暮らす国際的な都市であり、市民の約1/25を占めています。この多様性は地域社会の活力を生み出し、文化的交流を促進しています。

私たちは、多文化共生社会と共助社会の構築を通じて地域コミュニティの活性化を目指します。そのため、以下の具体的な活動を行います。

- 1 入国手続き支援：海外から日本に入国する外国人に対する手続き支援を提供し、スムーズな移住をサポートします。
- 2 24時間電話相談窓口：常に利用可能な相談窓口を設置し、外国人が安心して相談できる環境を整えます。
- 3 教育・支援プログラム：日本語教育、法令教育、居住支援、文化適応支援、定期的な相談サポートを通じて、外国人が地域社会に溶け込むための基盤を整備します。
- 4 就職支援：就職先への紹介や職業訓練を提供し、外国人が地域社会の一員として活躍できるよう支援します。

2024年11月、日本における外国人労働者の増加と国際交流の重要性が高まる中で、民間による外国人支援活動の必要性を認識しました。

私たちは、地域社会の絆を再構築し、多文化共生のまちづくりを実現するために、特定非営利活動法人の設立の重要性を痛感しました。この法人は、外国人を日本のための労働力として育成し、地域社会の一員として活躍できるよう支援します。多文化共生社会や共助社会づくりは、個人の努力だけでは達成が困難です。社会全体で取り組むべき課題であり、そのためには組織的かつ継続的な活動が不可欠です。この認識のもと私たちは特定非営利活動法人の設立を決意しました。

2 申請に至るまでの経過

2024年11月 日本における外国人労働者の増加や国際交流の重要性が高まっている中で、外国人を支援するための民間の積極的な活動が求められる事を知りました。

2025年1月 入国管理局、弁護士、司法書士、税理士、管理会社等への多文化

共生社会づくり、共助社会づくりについて意見を伺いました。

2025年2月 代表の NGUYEN PHI LINH が中心となり、法人の設立趣旨
に賛同する社員を募集、役員を含めて10名の社員が集まりました。

2025年4月6日 発起人会を開催しました。

令和7年4月12日

特定非営利活動法人 太陽金 JP

設立代表者

氏 名 NGUYEN PHI LINH

特定非営利活動法人太陽金 JP

令和 7 年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・最初の年度はすぐには事業活動ができないので 5 月以降から年末頃までは調査及び基盤整備等に勤しみ、準備が整った下半期以降からは積極的に本法人の多文化共生社会及び共助社会の実現に向けて設立趣旨、事業内容をより多くの方々に正確に理解し賛同して頂けるよう各種広報活動を強化するとともに賛助会員の募集・拡大を図る。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人員	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 外国人を対象とする生活適応に関する事業	・外国人を含む多様な背景を持つ人々に日本で生活しやすいように、日本語の基本的な会話や読み書き能力を育てる日本語活用教育活動支援。 ・日本の法律や規則の知識を提供し、外国人が日本で生活する上で必要な法令教育活動支援。 ・日本語教育と法令教育を通じて、外国人が日本社会に適応しやすい環境を整える生活適応活動支援。	(A) 通年 (B) 名古屋市内 (C) 2 名	(D) 支援を希望する方 (E) 不特定多数	5

(2) 就業支援に関する事業	・外国人を対象とする人材育成や資格取得活動支援。 ・外国人への就労支援をさらに拡大するため、特定技能・登録支援機関など許可取得への連携活動支援。	(A) 通年 (B) 名古屋市内 (C) 3 名	(D) 支援を希望する方 (E) 不特定多数	5
(3) 居住支援に関する事業	・外国人が日本で安心して生活できる環境を整えるように、住居探しや住居確保活動支援。 ・日本生活上の様々なトラブルに対処する生活トラブル防止活動支援。 ・トラブル対応の中で、法的問題や生活上の困難に対するサポート連携活動支援。	(A) 通年 (B) 名古屋市内 (C) 3 名	(D) 支援を希望する方 (E) 不特定多数	5
(4) 国際交流に関する事業	・一般住民と外国人との国際交流を促進し相互理解を深めることを目指した活動支援。 ・国際交流パーティの開催など活動支援。	(A) 通年 (B) 名古屋市内 (C) 3 名	(D) 支援を希望する方 (E) 不特定多数	5
(5) 国際化啓発に関する事業	・地域住民に対して国際化啓発を行い、外国人と日本人の相互理解の促進活動支援。 ・地域社会全体で国際的な視点を持つ人々を育成し、国際協力に寄与する活動支援。	(A) 通年 (B) 名古屋市内 (C) 2 名	(D) 支援を希望する方 (E) 5 人	5

(6) 葬儀や葬送等に関する事業	・葬儀や葬送等の対応活動支援。	(A) 通年 (B) 名古屋市内 (C) 2名	(D) 支援を希望する方 (E) 不特定多数	10
(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	・国内外の関連団体との国際協力活動支援。 ・外国人を含む国際交流ネットワークの拡大活動支援。 ・外国人障がい者及びその家族に対する相談等の活動支援 ・外国人介護士に対する促進活動支援	(A) 通年 (B) 名古屋市内 (C) 2名	(D) 支援を希望する方 (E) 不特定多数	5

特定非営利活動法人太陽金 JP

令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の多文化共生社会及び共助社会実現に向けての事業内容をより多くの市民に知って頂けるように各種広報活動に注力するとともに、本格的に「賛助会員」の募集拡大を図りつつ、当法人の活動基盤と存在意義の確立を図る。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人員	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 外国人を対象とする生活適応に関する事業	・外国人を含む多様な背景を持つ人々に日本で生活しやすいように、日本語の基本的な会話や読み書き能力を育てる日本語活用教育支援。 ・日本の法律や規則の知識を提供し、外国人が日本で生活する上で必要な法令教育活動支援。 ・日本語教育と法令教育を通じて、外国人が日本社会に適応しやすい環境を整える生活適応活動支援。	(A) 通年 (B) 名古屋市内 (C) 2名	(D) 支援を希望する方 (E) 不特定多数	10

(2) 就業支援に関する事業	・外国人を対象とする人材育成や資格取得活動支援。 ・外国人への就労支援をさらに拡大するため、特定技能・登録支援機関など許可取得への連携活動支援。	(A) 通年 (B) 区役所や福祉施設など (C) 5名	(D) 支援を希望する方 (E) 不特定多数	10
(3) 居住支援に関する事業	・外国人が日本で安心して生活できる環境を整えるように、住居探しや住居確保活動支援。 ・日本生活上の様々なトラブルに対処する生活トラブル防止活動支援。 ・トラブル対応の中で、法的問題や生活上の困難に対するサポート連携活動支援。	(A) 通年 (B) 名古屋市内 (C) 3名	(D) 支援を希望する方 (E) 不特定多数	10
(4) 国際交流に関する事業	・一般住民と外国人との国際交流を促進し相互理解を深めることを目指した活動支援。 ・国際交流パーティの開催など活動支援。	(A) 通年 (B) 名古屋市内及び災害発生地 (C) 3名	(D) 支援を希望する方 (E) 不特定多数	10
(5) 国際化啓発に関する事業	・地域住民に対して国際化啓発を行い、外国人と日本人の相互理解の促進活動支援。 ・地域社会全体で国際的な視点を持つ人々を育成し、国際協力に寄与する活動支援。	(A) 通年 (B) 名古屋市内及びその隣接地 (C) 2名	(D) 支援を希望する方 (E) 5人	10

(6) 葬儀や葬送等に関する事業	・葬儀や葬送等の対応支援。	(A) 通年 (B) 名古屋市内 (C) 2 名	(D) 支援を希望する方 (E) 不特定多数	1 0
(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	・国内外の関連団体との国際協力活動支援。 ・外国人を含む国際交流のネットワークの拡大活動支援。 ・外国人障がい者及びその家族に対する相談等の活動支援。 ・外国人介護士に対する促進活動支援。	(A) 通年 (B) 名古屋市内 (C) 2 名	(D) 支援を希望する方 (E) 不特定多数	1 5

活動予算書

法人成立の日から 令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	0	50,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
(1) 外国人を対象とする生活適応に関する事業収益	0		
(2) 就業支援に関する事業収益	0		
(3) 居住支援に関する事業収益	0		
(4) 国際交流に関する事業収益	0		
(5) 国際化啓発に関する事業収益	0		
(6) 葬儀や葬送等に関する事業収益	0		
(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			50,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	10,000		
会議費	8,000		
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	5,000		
賃借料	0		
消耗品費	0		
広告宣伝費	7,000		
その他経費計	40,000	40,000	
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	2,000		
会議費	2,000		
旅費交通費	2,000		
通信運搬費	2,000		
消耗品費	0		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	0		
広告宣伝費	2,000		
その他経費計	10,000		
管理費計		10,000	
経常費用計			50,000
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

活動予算書

令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	20,000	70,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
(1) 外国人を対象とする生活適応に関する事業収益	5,000		
(2) 就業支援に関する事業収益	0		
(3) 居住支援に関する事業収益	5,000		
(4) 国際交流に関する事業収益	5,000		
(5) 国際化啓発に関する事業収益	5,000		
(6) 葬儀や葬送等に関する事業収益	10,000		
(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業収益	0	30,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			100,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	10,000		
印刷製本費	15,000		
会議費	8,000		
旅費交通費	9,000		
通信運搬費	15,000		
賃借料	0		
消耗品費	10,000		
広告宣伝費	8,000		
その他経費計	75,000		
事業費計		75,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	5,000		
会議費	2,000		
旅費交通費	3,000		
通信運搬費	5,000		
消耗品費	10,000		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	0		
広告宣伝費	0		
その他経費計	25,000		
管理費計		25,000	
経常費用計			100,000
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0